

## 串間市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、串間市長より監査の結果に係る改善措置の通知があったので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和4年2月28日

串間市監査委員 田 中 良 嗣  
串間市監査委員 坂 中 喜 博



110 - 857  
令和4年2月17日

串間市監査委員 田中 良嗣 様  
串間市監査委員 坂中 喜博 様

串間市長 島田 俊光

### 監査改善措置状況の提出について

令和3年12月27日付串監第151号にて通知のありました定期監査の結果における指摘事項について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査改善措置状況の報告をいたします。

### 記

1. 監査の種類 定期監査（財務事務監査及び行政監査）
2. 監査実施日 令和3年11月8日～17日
3. 監査改善措置状況 別添のとおり

（文書取扱 総務課総務係）



## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 学校政策課・学校給食共同調理場）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 教育費、教育総務費、事務局費、補償補填及び賠償金中、賠償金93,500円については、福島小学校において草刈作業中に石が飛び隣接する店舗の窓ガラスを破損したことによるものである。けが等の人身被害がなかったことは幸いであったが、今後は、安全対策を十分に行いながら環境整備に努められたい。</p> <p>2 教育費、教育総務費、事務局費、負担金及び交付金中、福島高等学校支援事業に係る事業補助金（給付型奨学資</p>	<p>1 中止となった会議、研修等に係る経費については、3月に減額補正します。</p> <p>2 学校と協議し、確定している部分については減額補正し、未確定の部分については事業実施状況に応じて返還処理を指導します。</p> <p>1 該当箇所については、防草シートを整備し対応いたしました。また、草刈時の飛石防止のため、可動式の衝立フェンスを購入するなど、安全対策を図りながら環境整備に努めます。</p> <p>2 申請内容を速やかに確認し、交付決定及び予算執行に努めます。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 学校政策課・学校給食共同調理場 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>金)においては、申請日が令和3年4月15日、交付決定日が令和3年5月14日となっており、申請から交付決定まで1カ月を要している。宮崎県立福島高等学校給付型奨学金支援事業実施要綱に基づき、速やかな交付決定及び予算執行に努められたい。</p> <p>3 教育費、中学校費、学校管理費、工事請負費中、串間中学校駐車場改修工事において、当初請負額12,639,000円、変更額1,142,000円、変更請負額13,781,000円となっているが、これは旧テニスコートとプール横の2つの敷地の段差解消及び敷地内側溝のグレーチング設置に伴う追加工事のため変更が生じたとのことである。当初の計画段階において敷地の状況を十分確認し、当初設計に反映すべきであったと思料する。</p> <p>4 物品一覧表において「電動噴霧器」(6,930円×3台)、「上腕式血圧計」(6,240円×1台)、「電子体温計」(2,200円×5本)、「折り畳み式簡易ベッド」(6,900円×1台)、「非接触検温計&amp;オートディスペンサー」(7,800円×1台)、「レーザーポインター」(3,800円×1個)が備品区分扱いとなっている。物品の分類及び区分については、串間市財務規則第182条第1項第5号において、「備品的形状及びその性質を有する物で1品の取得価格又</p>	<p>3 今後の工事等の設計業務については、計画段階で現場の状況を十分に精査・確認を行い、変更等が生じることがないように取り組みます。</p> <p>4 消耗品及び備品の分類区分については財務規則を順守し、学校現場においても指導徹底を図ります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 学校政策課・学校給食共同調理場）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>は取得見積価格が1万円未満の物」は消耗品に分類されることから規則を順守され、適切な物品整理に努められたい。</p> <p>5 物品一覧表において「千切円盤用小刃」（4,400円×2）が備品区分扱いとなっている。これは、「短冊円盤」（取得価格148,390円）の購入と一緒に備品購入費より執行したとのことであるが、物品の分類及び区分については、串間市財務規則第182条第1項第5号において、「備品的形状及びその性質を有する物で1品の取得価格又は取得見積価格が1万円未満の物」は消耗品に分類されることから規則を順守され、適切な物品整理に努められたい。</p> <p>6 学校給食の提供に関しては、3月にグランドケトルの窯底に微量の金属片（鉄さび）が発見されたことから、主菜抜きとなり、また、9月には害獣の出現により急遽献立が変更となっている。日頃から衛生面には十分気を付けていると思われるが、今後とも衛生管理を徹底され児童、生徒の安心・安全な給食の提供に努められるよう要望するものである。</p>	<p>5 今後は、串間市財務規則を順守し、適切な物品整理に努めて参ります。</p> <p>6 従来から衛生管理に留意しながら業務を行っているが、今後は施設の老朽化等にも留意しつつ、随時改修・修繕等を行いながら、さらなる衛生管理を徹底し、安心・安全な給食の提供に努めて参ります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 マイナンバーカードの交付率は10月31日現在で45.71%となっており、県内9市では7番目とのことである。国においては新型コロナウイルスの感染拡大に対応する経済対策の一つとして、新規にマイナンバーカードを取得すると条件付きで最大2万円相当のマイナポイント（既取得者は1万5千円相当）の付与が予定されており、今後窓口での混雑が予測されることから体制を強化し、申請手続き等を円滑に推進されたい。</p>	<p>1 コロナ禍により不要となる経費については、減額補正で対応しております。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 マイナンバーカード取得者に対する国の経済対策に伴い、マイナンバーカード申請及びマイナポイント等の申請業務の問合せ等が増加傾向にあり、窓口業務の体制を強化し対応しております。今後においても、事業を活用し申請等の手続きに支障がないよう対応してまいります。</p>



## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>2 財産収入、財産売払収入、生産物売払収入におけるエコ肥料の販売については、予算額 327 千円に対して、調定額、収入済額 152,100 円（対予算収入率 46.5%）となっている。1 袋（15kg）が 150 円で、販売数量については 1,014 袋となっており、前年度同時期の 840 袋と比較すると 174 袋の増加となっているところである。しかしながら、在庫品が約 2,000 袋と多くを抱えていることから、エコ肥料の特徴を積極的に周知し、適切な在庫管理に努められたい。</p> <p>3 衛生費、清掃費、じん芥処理費、需用費中、修繕料において、公用車（ごみ収集運搬車）3 台の修繕として負担金から 635 千円を 2 回に分けて流用し執行している。修繕箇所がハイブリッドの排ガス装置の不具合で、あと 2 台の修繕が必要とのことである（10 月以降 3 回に分けて 473 千円の流用あり）。これらの車両は導入して 3 ～ 4 年目と比較的新しい車両であり、同じ箇所に不具合が発生することは不自然であることから、販売店と協議し責任の所在を明らかにすべきであると思料する。なお、ごみ収集運搬車両については、昨年度もマフラー修繕のため多額の流用が生じていることから、保有車両の適正な維持管理に努められたい。</p>	<p>2 公共施設やボランティアで使用するものについては、無償で提供しており、また、令和 2、3 年度は実施できませんでしたが、市民秋まつりでの周知を兼ねた無償配布を実施しているところです。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後も、幅広く周知を行い、大量の在庫を抱えないよう努めてまいります。</p> <p>3 ハイブリット車の排ガス装置の不具合につきましては、ブレーキの多用等が原因と推測され、今後は早めのシフトダウン等を実施し、ブレーキの多用を少しでも軽減するよう適正な維持管理に努めてまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 市民生活課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>4 衛生費、清掃費、し尿処理費、需用費中、修繕料において、公用車（灰運搬車）車検費用として令和3年6月11日に111,749円の支出負担行為が起票され、新たに令和3年6月15日に同一車両の追加修繕料として98,274円の支出負担行為が起票されている。今後は、車検時において不具合箇所の確認を十分に行い、適切な予算執行に努められたい。</p>	<p>4 公用車車検時においては、不具合箇所の確認を十分に行い、適正な予算執行に努めます。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 議会事務局）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策で議長公務の会議が中止されたことにより、旅費、負担金の関連経費が9月議会で一部減額補正されている。今後予定されている調査活動等もあることから、コロナ禍の動向を注視しながら引き続き適切な予算執行に努められたい。</p> <p>2 議会費、議会費、議会費中、議長交際費90,000円が執行されているが、市の公式サイトでは公表されていない。議長交際費のコンテンツはあるものの長期間にわたり準備中となっていることから、掲載の有無を検討し、</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響により会議が中止になり不要となった旅費等の関連経費については、3月補正予算の要求において減額補正の対応をしたところであります。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 今後予定されている会議や調査活動等の関連経費については、コロナ禍の動向を注視しながら適切な予算執行に努めていくところであります。また、不要が見込まれる経費については、3月補正予算の要求において減額補正の対応をしたところであります。</p> <p>2 議長交際費の公表については、今後、交際費の支出基準の策定等を行い、公表に向け取り組んでまいりたいと思います。</p>

# 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 議会事務局 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
適切な情報管理に努められたい。	

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（ 課等名 医療介護課 ）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないよう相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 各種がん検診においては、昨年度同時期と比較して全体的に受検者が減少している。新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えもあるようであるが、今後も創意工夫しながら受診率向上に取り組まされたい。</p> <p>2 諸収入中、雑入において返還金1円が収入されている。これは令和2年度健康づくりサポーター運営補助金に関連する預金利息があることを出納閉鎖後に気づい</p>	<p>1 医療介護課におきましては、感染予防対策を所管する課として、対面での会議が開けない場合はWeb形式での会議を主として対応しております。また、新型コロナウイルスの影響により不要となる予算が生じた際には、3月補正によりの確に減額し処理しております。</p> <p>2 所管する財政援助団体へは、計画に沿った適正な予算の執行を指導しております。令和2年度の補助金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により不用となった補助金については、市の基準に従い返還を行っており、令和3年度におきましても、適切な処理を行ってまいります。</p> <p>1 各種がん検診につきましては、最終的には昨年度以上の受診率となる見込みであります。 各種団体等にも協力をいただきながら、受診率の向上に向けた取組を継続してまいります。</p> <p>2 返還金1円につきましては、預金利息の確認不足によるものでございます。 年度末には必ず記帳を行うよう担当者はもちろんのこ</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 医療介護課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>たため、令和3年度の歳入として処理されたものである。補助金を確定する段階で収支の状況を十分確認し精算されたい。</p> <p>3 物品一覧表において「ユアサDCリビング扇（扇風機）」（6,578円×2台）が備品区分扱いとなっている。物品の分類及び区分については、串間市財務規則第182条第1項第5号において、「備品的形状及びその性質を有する物で1品の取得価格又は取得見積価格が1万円未満の物」は消耗品に分類されることから規則を順守され、適切な物品整理に努められたい。</p> <p>4 衛生費、保健衛生費、予防費中、役務費の保険料において通信運搬費から108千円が節内流用されている。これは新型コロナウイルスワクチン集団接種のための保険料である。また、電算業務委託料において業務委託料から825千円が節内流用されている。これは、住民基本台帳システム改修（273,350円）及び地域健康支援システム健康かるてのシステム改修（496,650円）に係る電算業務委託料である。いずれも当初予算では想定ができなかったとのことであり、これまで経験のない危機事象の対応として一定の理解は示すところである。本市のワクチン接種率は市民の理解と関係機関等の協力に</p>	<p>と、課全体でのチェック体制の強化を図ってまいります。</p> <p>3 金額に関わらず長期的に使用できるものは、備品として予算計上し、執行しておりましたが、今後は串間市財務規則を順守し、適切に執行してまいります。</p> <p>4 「新型コロナワクチン接種体制確保事業」につきましては、実施が詳細に決められないなかで予算を作成し、令和3年度に繰越明許したため、補正対応ができず、やむなく予算の流用を行ったところであります。 令和4年度新型コロナワクチン接種体制確保事業につきましては、当初予算で予算計上しましたので、不足が生じた際には適正に補正で対応し、追加接種につきましてもスムーズなワクチン接種ができるよう努めてまいります。</p>

# 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 医療介護課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>より、県内でも高い接種率となっていることは評価できるものである。今後は3回目の接種も計画されていることから、これまでの経験を活かし、スムーズなワクチン接種が実施できるよう要望するものである。</p>	

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 総合政策課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないよう相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 寄附金中、がんばっどふるさと応援寄附金については、昨年度同時期と比較して38,851,286円の増となっている。今年度からは委託業者の変更及びポータルサイトの増設や会計年度任用職員も増員しており、一定の成果が出ているところである。引き続き目標達成に向け努力されたい。</p> <p>2 総務費、総務管理費、企画費中、地域おこし協力隊活用事業において、総合政策1名、産業観光1名が配置さ</p>	<p>1 今後の業務執行の形態等から執行予定額を精査のうえ、不用額については3月補正で減額補正してまいります。</p> <p>2 委託料及び補助金につきましては、事業目的に則り運用されるよう補助団体等と十分協議を行ってまいります。その上で不用額が発生する場合には返還するよう指導してまいります。</p> <p>1 今年度の目標額につきましては12月に達成できたところです。今後も引き続き課内一致協力して、さらなる寄附の獲得に向け努力してまいります。</p> <p>2 引き続き、受入体制を整え、必要なサポートをしっかりと行い、隊員が業務に能力を発揮できるような環境を整</p>



# 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 総合政策課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>れていたが、いずれも自己都合により任期途中で退職している。再募集をしているとのことであるので、本市の受け入れ・サポート体制を強化し、地域おこし協力隊制度の積極的な活用を引き続き取り組まれたい。</p>	<p>えてまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 生涯学習課・中央公民館 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 教育費、社会教育費、社会教育総務費、委託料中、赤池地区活性化センター白アリ駆除委託料の220,000円については、使用料及び賃借料中、借上料から233千円を流用し執行している。委託料は串間市財務規則第16条の規定により、流用制限科目となっていることから、今後とも施設の維持管理及び予算管理については適正に努められたい。</p> <p>2 物品一覧表のうち、「プロジェクター」(44,980円)</p>	<p>1 予算管理につきましては、執行状況や執行見込を定期的に確認しながら、十分精査した上で減額補正等により適正な処理に努めてまいります。</p> <p>2 指定管理料、運営費補助金等の新型コロナウイルス感染症対策により不用となる経費につきましては、関係団体と適宜、協議・確認を行いながら適切な処理に努めてまいります。</p> <p>1 赤池地区活性化センター白アリ駆除に伴う委託料の流用については、被害を最小限にするために早急な対応が必要であると判断し、串間市財務規則第16条第2項に基づき対応致しました。今後、施設の維持管理及び予算管理につきましては、適正な処理を行うよう努めてまいります。</p> <p>2 物品一覧表の「プロジェクター」の項目につきまして</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 生涯学習課・中央公民館 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>の品名が「その他の電気機器」となっており、物品固有名称の欄が空欄となっている。また、使用場所の欄も空欄となっていることから適切に記載されたい。</p> <p>3 教育費、保健体育費、体育施設費、備品購入費において、レスリングマット1枚を3,800,000円で購入しているが、串間市財務規則第182条第1項第1号の規定により、取得価格が100万円以上の備品は重要備品であることから、競技団体と連携しその有効活用と適切な管理に努められたい。なお、体育施設の機能については競技団体の意向も十分確認しながら、ハード・ソフト面の充実に取り組まれることを要望するものである。</p> <p>4 教育費、社会教育費、公民館費、役務費、手数料中、確認申請手数料48,000円については、燃料費から全額を流用し執行している。これは、中央公民館分館にある適応指導教室等を本館へ移転することに伴い、事務を進める中で建築基準法における「建築物」の用途変更の手続きを先行させることが必要であると判明し、やむなく流用を行ったとのことである。中央公民館を旧アクティブセンターへ移転するにあたっては、必要とする事務手続き及び予算計上について十分確認すべきであったと思料する。今後は、当初予算要求時に関係法令等を十分</p>	<p>は、該当箇所の修正及び内容の追加を行いました。今後も適切に処理をするよう努めてまいります。</p> <p>3 レスリングマットの活用につきましては、関係団体と意見交換等を行いながら有効活用を図り、スポーツ振興に努めてまいります。また、施設機能につきましては、関係機関・団体、管理団体等と意見交換等を行いながら機能の拡充を図れるよう努めてまいります。</p> <p>4 ご指摘のとおり、事務手続き及び予算計上についての確認が不十分でありました。 今後は、事前に事務精通者（技術者）等への確認、関係法規等について十分調査し、慎重・適正な事務執行に努めてまいります。</p>

# 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 生涯学習課・中央公民館 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
確認され、慎重かつ適正な予算措置に努められたい。	

## 令和 3 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 都市建設課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないよう相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 住宅使用料の徴収率については現年度分が 1.41 ポイント伸びているものの、過年度分においては 4.36 ポイント下回っている。今後、下半期において目標率を達成できるよう課内総力での徴収率の向上に取り組まされたい。</p> <p>2 土木費、都市計画費、公園費、工事請負費（単独事業）</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できなかった会議や研修会等不用となる旅費及び関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）につきましては、課内で十分に精査し、減額補正により適正に処理してまいります。</p> <p>2 串間のみちを考える女性の会の総会においては新型コロナウイルス感染症対策により書面決議とし、県への要望活動等については発生状況が無い中で、感染症対策を行いながら少人数での実施を指導しております。やむを得ず事業活動の中止等により不用となる補助金が発生する場合は、事前に相手方と十分協議し、安易に流用することがないよう適切に処理してまいります。</p> <p>1 住宅使用料の徴収率の目標値を現年度分を 99.0%、過年度分を 10.0%としており、今後、下半期において目標率を達成できるよう係の枠を超えて課内での協力態勢を強化し、徴収率の向上に取り組んでまいります。</p> <p>2 串間市総合運動公園の陸上競技場は、平成 14 年度に建</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 都市建設課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>中、陸上競技場トラック改修工事については27,401,682円で請負契約が締結されている。これは、日本陸上連盟ハンドブック（国際基準）の改定に伴い走路幅の変更が生じるため、改修工事が必要となったものであるが、今年度は予算の関係で全ラインの改修及び8レーン中3～4レーンの舗装改修のみに留まっており、全面改修には複数年を要するとのことである。今後の陸上競技に支障が生じないよう対策を講じられるとともに早期の全面改修に努力されたい。また、体育施設の機能については競技団体の意向も十分確認しながら、ハード・ソフト面の充実に取り組まれることを要望するものである。</p> <p>3 同、都市公園遊具等撤去工事については940,500円で請負契約が締結されている。これは市内4箇所の児童・街区公園において老朽化した遊具を撤去するものであるが、本来、公園は子どもから高齢者までのいこいの場、交流やふれあいの場である事を踏まえると利用者ニーズに即して新しい遊具の設置を年次的に計画・整備するなど引き続き利用者の安全性・快適性に配慮し、適切な都市公園の維持管理に努められたい。</p>	<p>設され、3種公認全天候ウレタン舗装で整備し、これまで申間市民の健康増進は勿論、各種大会や合宿・記録会にて利用されております。使用頻度が高く、老朽化も著しいことから、ウレタン舗装（平成29年度：1～2レーンの走路改修済）の改修及び令和3年度より日本陸上連盟ハンドブック（国際基準）の改定に伴う走路幅の変更（現行：1.25mから1.22m）については、スポーツ振興くじ助成金を活用し改修整備を実施しております。未改修レーン（5～8レーン）につきましても、陸上競技に支障を来さないよう今後、公認検定員と十分に協議を行い、早期全面改修に努めて参ります。また、その他の運動施設におきましても、関係課や関係団体との連携を密に行い、魅力ある施設整備や交流人口の増加、スポーツキャンプと合わせ地域活性に繋げてまいります。</p> <p>3 都市公園・地区公園等において、数多くの遊具を設置してきましたが、供用開始より相当年数経過しており、施設の老朽化・損傷が顕著であり、施設の計画的な改修が必要であります。限られた予算の中で、都市公園における長期修繕・改修工事計画に基づき、年次的に危険度や優先順位を定め実施しております。今後は、遊具の設置も計画的に行い、施設利用者の安全確保と市民のふれあいの場の提供を行うと共に、引き続き適正な維持管理</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 都市建設課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>4 契約締結に係る設計変更が業務委託3件、工事請負6件となっている。いずれも当初計画の段階で想定できなかったものであるが、今後は当初設計の段階で状況を的確に把握し、適切な積算根拠に基づき設計精度の向上を要望するものである。</p>	<p>に努めてまいります。</p> <p>4 事業執行につきましては、業務委託・工事請負ともに、設定条件や現地調査・踏査を行い積算根拠に基づき当初設計を積算しておりますが、契約締結に係る設計変更につきましては、実施後に判明した現地と設計図書との相違や現地施工での変化に合わせ安全性を考慮した事による施工範囲の増減等やむを得ず変更したところでございます。</p> <p>今後も、当初設計の段階で施工箇所十分な精査・情報収集に努め、状況を的確に把握すると共に設計精度の向上を図ってまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 商工観光スポーツランド推進課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 赤池キャンプ場については7月20日から8月31日まで開設したにもかかわらず、利用実績は皆無となっている。これまでも指摘してきたところであるが、キャンプ場としての在り方について再検討されたい。</p> <p>2 商工費、商工費、商工業振興費、負担金補助及び交付金中、営業時間短縮要請協力金支給事業については、これまで第1期から第3期分が執行されているところであるが、9月補正により第4期分として49,500千円が</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止等になった会議等に係る関連経費については、精査のうえ減額補正による対応を行っております。</p> <p>2 指定管理者及び財政援助団体に交付している委託料並びに補助金については、事業者・団体等と都度協議を行いながら、目的外の使途がないよう指導を行っているところであり、事業完了後の不用額については、補助金の返還に関する基準に基づき返還等の処理を行っております。</p> <p>1 赤池キャンプ場については、施設改修等の費用対効果を精査しながら、その方向性について慎重に検討したいと考えております。</p> <p>2 営業時間短縮要請協力金の交付事務については、串間商工会議所をはじめ、宮崎県飲食業生活衛生同業組合串間支部と連携し周知に努めたところであるが、申請漏れが生じないよう、補助対象となる（時短要請に応じた）</p>



## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 商工観光スポーツランド推進課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>計上されている。今後、商工会議所等と連携しながら関係者への周知を徹底するとともに、申請漏れが生じないよう取り組まれたい。</p> <p>3 商工費、商工費、観光費、委託料中、「都井岬再開発事業」に係る測量設計委託料において、都井岬観光交流館東側取付道路設計修正業務委託料として 968,000 円が執行されている (R3.8/31 完了)。この経費は当初予算に計上がされておらず、「旧都井岬ビジターセンター管理費」中、業務委託料より 471 千円を流用し、さらに予備費より 529 千円を充用し 1,000 千円の予算額が計上されている。なお、令和 2 年度に都井岬観光交流館東側取付道路及び駐車場実施設計業務委託料として 3,949,000 円が執行され、成果品も受理されている。今回の設計修正業務委託については、実施設計を基に工事を実施するに伴い、都市建設課に監理業務を依頼する段階において、当課より交通の利便性及び安全性が担保できない箇所指摘があり、修正設計を余儀なくされたものである。このことは、計画性及び継続性に欠ける業務内容であることから、慎重かつ適正な予算執行に努められたい。</p>	<p>可能性がある事業者に対して電話による確認を行っております。</p> <p>3 今後、同様の事案が生じないように、関係課等と協議・調整を行いながら、適正な予算執行に努めてまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 消防本部）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 消防費、消防費、非常備消防費、需用費中、修繕料において本城分団第1部の消防ポンプ車の真空ポンプが故障したことから、消防施設費中、備品購入費（自動車）より、622千円を流用し621,720円を執行している。多くの消防団車両を保有していることから、車両の定期的な整備点検については、各分団への指導を徹底し、計画的かつ適切な予算措置を行い執行されたい。</p> <p>2 消防費、消防費、消防施設費、備品購入費（自動車）</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等となった会議や研修等につきましては、使用料や負担金などの関連経費も含めて精査し、減額補正を行いました。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 消防団車両及びポンプなどの整備点検につきましては、月に1回以上実施し、異常があった場合には速やかに消防本部へ報告するよう指導しています。 修繕料の流用につきましては、予算執行状況を精査して計画的かつ適切な予算執行に努めるよう課内周知しました。</p> <p>2 高規格救急車などの消防車両につきましては、艤装や</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 消防本部 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>において救急3号車を32,549,000円で購入しているが、指名競争入札において10者を指名したにもかかわらず8者が入札を辞退している。このことは指名競争入札制度の根幹に関わる問題であると思料する。救急車両等の特殊車両の購入については、過去にも同様の事例が発生していることから、財務課と協議し抜本的な改善策を検討されたい。</p> <p>3 物品一覧表において、「消防団員手袋」(1,914円×90組=172,260円)が備品扱いとなっている。物品の分類及び区分については、串間市財務規則第182条第1項第5号において、「備品的形状及びその性質を有する物で1品の取得価格又は取得見積価格が1万円未満の物」は消耗品に分類されることから規則を順守され、適切な物品整理に努められたい。</p>	<p>資機材の特殊性から取扱いのできる業者が限られているため、今後、財務課と協議し改善策を検討してまいります。</p> <p>3 消防団員手袋につきましては、物品一覧表を訂正し適切に物品を整理しました。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 串間市民病院 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 患者負担分の収納状況において徴収率を前年度と比較すると、現年度分が1.90ポイントの増、過年度分が6.73ポイントの増となっている。新型コロナウイルス感染症拡大による受診控え等も影響し、外来・入院患者数ともに例年と比較すると少ない状況であると思われるが、10月以降下半期は入院患者数も増加傾向にあるとのことであるので、今後も経営の健全性や患者の公平性の観点から、医事業務委託業者と連携を密にしながら徴収率の向上に努力されたい。</p>	<p>1 ご指摘のとおり、各種会議や研修が中止となっておりますことから、不要となる経費について精査し、減額補正により適切に処理してまいります。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 今年度、未収対象者への電話催告、来院時催告、文書による催告等に地道に取り組むことにより、徴収率の増に繋がったものと分析しております。医事担当と連携し、今後も徴収率向上のため取り組みを進めてまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 串間市民病院）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>2 新型コロナウイルス感染症対策に係る病院入口におけるトリアージやワクチン接種の対応等、また、施設整備の改修及び各種医療機器の購入に係る事務執行等により業務量も増大し、職員の身体的、精神的負担も大きかったことと推察するものであり、その努力に対しては高く評価するものである。しかしながら、一方で新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり令和2年度の単年度赤字が3億円超となり、今年度も引き続き単年度赤字が見込まれ、病院経営は一層厳しい状況になることが予想されることから、年度末に向けて更なる収益確保と経費節減を図り、職員一丸となって経営の改善に努められたい。</p>	<p>2 新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受けた昨年度よりも、今年度の赤字幅は抑えられる見込みではありますが、単年度赤字は免れないものと考えております。休床中の4階病棟の利用等の検討や、経営改善アドバイザーにより増収・増患、経費削減への分析を進めているところであり、経営改善について引き続き取り組んでまいります</p>
<p>3 資本的支出、備品費中、「無散瞳デジタル眼底カメラ」(3,630,000円)については4者による競争見積により随意契約となっている。一定の金額以内であれば競争入札を行わず、2者以上の相手から見積もりを徴収し契約を締結することができる、とする少額随意契約ができる金額ではないことから、串間市病院事業会計規程第94条を順守されたい。</p>	<p>3 ご指摘のとおり、規程を順守しての執行が必要であったことを真摯に受け止め、予算執行の際は細心の注意を払い、規程順守に努めるよう相互に確認を行ったところであります。</p>
<p>4 同、「軽自動車」2台（乗用タイプ1台 1,244,354円、</p>	<p>4 公用車のリース契約または購入基準については、今後、</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 申間市民病院 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>ワゴンタイプ1台1,405,038円)を訪問看護用として購入している。既存の保有車両3台はリース契約となっているが、リース契約と購入する場合の基準が曖昧なので基準を明確にされたい。</p> <p>5 資本的支出、看護師等奨学金貸付金(予算額2,220千円)については、今年度より高校生も対象にするよう制度を改正したものの申請がなく未執行となっている。近隣の看護科系高校にも働きかけを積極的に行い、奨学金制度の有効な活用により将来の人材確保に努められたい。</p>	<p>財務課と協議の上、適切なリースまたは購入基準を定めるよう努めてまいります。</p> <p>5 近隣の看護学科を持つ学校に連絡し、再度当該制度の紹介・説明を行ったところ、制度利用希望の方からの相談があったところであり、今後必要な手続きを進めていくところであります。引き続き様々な媒体・機会を活用し、制度の周知に努めてまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 東九州道・中心市街地対策課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないよう相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 東九州自動車道建設促進の取組みについては、昨年度より新型コロナウイルス感染症対策の影響で要望活動等が制限され難しい状況にあったが、徐々に緩和される傾向にあるようである。引き続き関係自治体等と連携しながら、効果的かつ効率的な要望活動等に努められたい。</p>	<p>1 当課所管おきましても、新型コロナウイルス感染症の対応により、東九州自動車道要望活動や担当者会議等の中止、更に、オンライン協議への移行などから、旅費など関連経費の不用額が見込まれますので、減額補正により適正な処理に努めます。</p> <p>2 当課所管の道の駅くしま指定管理につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業休止や活動休止には至っておりませんので、対策等に伴う未執行となる委託料は発生しておりませんが、東九州自動車道の要望活動等が縮小されておりますので、可能な限り整備促進活動を実施し、最終的に不要となる経費につきましては、前年度同様、適正に処理します。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に注視しながら、引き続き隣接市をはじめ、関係機関等と連携しながら、感染状況に応じた活動に努め、効果的かつ効率的な要望活動等を図ります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 東九州道・中心市街地対策課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>2 土木費、都市計画費、市街地整備費、工事請負費（補助事業）において、予算額 454,143 千円に対して、支出負担行為額 424,460,300 円、支出済額 154,059,300 円、執行残額 29,682,700 円（対予算執行率 93.4%）となっている。これは「道の駅くしま施設整備の関連工事 9 件」に係るものであるが、残りの関連工事も含めて年度内に全ての工事が完了し、翌年度当初の早い時期に全面オープンができるよう、適切なスケジュール管理を望むものである。</p> <p>3 土木費、都市計画費、市街地整備費、補償補填及び賠償金中、補償金に係る予算額 3,076 千円は国の社会資本整備総合交付金を活用した工事において生じた請負契約解除による違約金の一部を国庫へ納付するものである。これは、「平成 30 年度串間市中心市街地まちづくり事業、上町泉町線路面高質形成工事」において、発生した工事請負契約の解除により、串間市工事請負契約約款の規定に基づき、請負業者より市へ支払われた違約金について、国との協議の結果、国庫へ当該違約金の 40% にあたる額の納付義務が生じたとのことである。今後は的確な行政指導のもと再発防止に万全を期されたい。</p>	<p>2 道の駅くしま整備につきましては、予定通り進捗しているところであります。引き続き、令和 4 年春の全面オープンに向け、工程管理等に努めてまいります。</p> <p>3 当該工事をはじめ、全ての工事等におきまして、串間市工事請負契約約款のほか、関係法令等の規定に従い、適正に監理監督を実施しているところであります。 引き続き、法令等に従い適確な指導監督に努め、毅然とした対応で適正処理に努めてまいります。 また、当補償金につきましては、当初、国との協議の中では、国庫への返還を要するものとの見解を示しておりましたが、先般、国土交通省から、当案件については、国庫への返還に該当しない旨の通知が正式にあったことから、補償金の執行を要しなくなったところであります。このため、減額補正にて適正な処理に努めます。</p>



## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 税務課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議や Web 形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 個人市民税（滞納繰越分）、法人市民税（現年課税分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の徴収率については、前年度同時期と比べマイナスとなっている。新型コロナウイルス感染症の影響で市外徴収を自粛しているようであるが、今後も引き続き滞納処分を適時、かつ適正に行い目標率達成に向け努力されたい。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、本課においては、都市税務協議会各部会が書面審議や Web 形式で開催されたことにより、関係経費である旅費等を精査し、3月補正において減額補正による処理を行って参ります。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 令和3年9月末現在において個人市民税（滞納繰越分）等の収納率が前年度同時期と比べてマイナスとなっておりましたが、令和4年1月末現在では滞納繰越分が全税目で前年度同時期の収納率を上回っており、現年度課税分においても固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が上回っております。</p> <p>また、市外徴収においても新型コロナウイルス感染症が拡大したため、一泊二日での調査は実施できておりませんが、日帰りでの調査を2回実施したところです。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 税務課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>2 総務課から提出された人件費の資料では、総務費、徴税費、徴税総務費、職員手当等、時間外勤務手当が、予算額 2,000 千円に対して、支出負担行為額、支出済額 1,789,808 円、執行残額 210,102 円（対予算執行率 89.5%）となっている。昨年度同時期では予算額 1,900 千円に対して、支出済額 684,351 円（対予算執行率 38.0%）であることから、時間外勤務が増大している。今後補正要求もしているとのことであるが、職員の健康管理の面から業務内容の精査を行い、時間外勤務の縮減に努められたい。</p>	<p style="text-align: center;">今後も感染状況を見極めながら目標率達成に向け努力して参ります。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策として確定申告期間が延長され、市県民税の当初課税を決定する精査期間が短縮されたため、前年度に比べ時間外勤務手当の執行額が増えているところです。</p> <p>現年度課税分の出納整理期間となる4～5月や確定申告、固定資産税翌年度課税準備、さらには滞納繰越分等の徴収強化期間となる1～3月において時間外対応が必要となることから、今後もそれぞれの業務の精査や効率化、課内協力体制を図りながら、可能な限り、時間外勤務の縮減に努めて参ります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 福祉事務所）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 分担金及び負担金、負担金、民生費負担金中、法人保育所保護者負担金の徴収率については、前年度同時期と比較すると、現年度分が0.35ポイントの増、過年度分が2.03ポイントの増、公立保育所の過年度分が5.64ポイントの増となっており、努力されていることは評価できるものである。今後、法人保育所現年度分は徴収率</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響により不用となる経費につきましては、3月議会補正予算にて減額補正を行います。</p> <p>2 指定管理としている施設につきましては、新型コロナウイルスの影響は利用者数等の数値に顕著には表れていないものの、指定管理者と連携を図っております。</p> <p>各種団体の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部開催等を見合わせた事業もありますが、感染症予防対策を十分に講じたうえで実施予定とされています。</p> <p>今後の感染拡大の状況を注視しながら、適切な処理を行うよう関係団体等と協議を行ってまいります。</p> <p>1 保育所保護者負担金現年度分につきましては、徴収率100%を継続するよう努力してまいります。保育所保護者負担金過年度分につきましては、関係各課と連携するとともに文書での催告を行うなど、住民負担の公平性を念頭に徴収率の向上に努めながら、串間市債権管理指針に基づき、適正な債権管理に努めてまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 福祉事務所 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>100%を目指して努力されたい。また、過年度分についても早期に解消されるよう債権管理を徹底されたい。</p> <p>2 民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、工事請負費(単独事業)中、大東ふれあいセンター屋根雨漏り修繕工事1,345,300円については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による「緊急性の必要」から、3者による競争見積により随意契約を行っているが、この施設の雨漏りについては4月に修繕料50,000円でブルーシートを被せて応急措置をしており、6月補正で1,348千円を予算措置しているものの、契約日が8月12日であることから緊急性の理由を欠いていることは否めない。地方自治法施行令第167条の2第1項及び串間市財務規則第117条の規定を順守されたい。</p> <p>3 民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、工事請負費(単独事業)中、市木保育所駐車場フェンス設置工事については、当初予算額1,356千円、当初設計額1,290千円、当初契約額1,254,000円、変更契約額1,356,000円、102,000円の増額で変更契約をしている。これは、隣接する保育所運営者より開閉扉の要望があり変更したとのことであるが、設計段階で保育所運営者と十分協議すべきであったと思料する。また、変更設計の起案文書に</p>	<p>2 大東ふれあいセンター屋根雨漏り修繕工事につきましては、補正予算の計上、緊急の必要から随意契約を行いました。今後は緊急の必要があるものについては、関係法令等に則り、速やかな契約・執行に努めてまいります。</p> <p>3 市木保育所駐車場フェンス設置工事につきましては、保育所運営者からの要望があり、やむなく変更契約を行ったものであります。今後は当初の設計段階で関係者と十分な協議を行うこと、また、予算の状況などについて所内での確認を徹底し、適正な予算管理と執行に努めるよう、所内での情報共有を図りました。</p>

# 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 福祉事務所 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>において、変更設計金額が 1,395 千円で当初予算額の 1,356 千円を 39 千円上回る設計額となっている。予算を超える設計変更は財政運営上好ましくないことから、適切な予算管理に基づき執行されたい。</p>	

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 農地水産林政課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 農林水産業費、林業費、林業振興費、負担金補助及び交付金中、有害鳥獣対策における事業の一部を農業振興課に事務移管しており、農地水産林政課が所管する事業としては、捕獲体制強化事業補助金（予算額1,088千円）、野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金（予算額1,800千円）がある。近年、有害鳥獣による農作物等の被害が増大していることから、その対策については農業振興課と連携を図るとともに、関係団体等の協力も得ながら、引き続き重点課題として取り組まれることを望むもの</p>	<p>1 十分に精査を行い、3月補正で適切に対応します。</p> <p>2 当課に係る財政援助団体への補助金について、相手方より計画変更の相談があり、予算の協議を行ったところではありますが、目的に沿った補正措置が行われております。今後も財政援助団体と十分協議を行い、目的達成に努めて参ります。</p> <p>1 有害鳥獣による農林作物等の被害減少への施策については、農業振興課及び関係団体等と連携し実施しております。なお、昨今シカの目撃情報や捕獲実績もあることから、シカによる林業被害の未然防止においては特に重点課題に位置付け、取り組んでまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 農地水産林政課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>である。</p> <p>2 同、狩猟免許取得促進事業補助金 267 千円については未執行となっているが、2 件の執行予定があり、年度末に精算することである。狩猟免許取得者については高齢化により年々減少傾向にあることから、今後、関係機関・団体等と連携しながら積極的な狩猟免許の新規取得促進に取り組まれない。</p> <p>3 農林水産業費、水産業費、水産業振興費、負担金補助及び交付金中、串間市水産業人材投資事業補助金 1,000 千円については、該当者がおらず未執行となっている。漁業経営体については年々減少し厳しい状況ではあるが、水産業振興におけるハード・ソフト両面からの支援により、水産業の後継者育成に引き続き努力されたい。</p> <p>4 災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、耕地災害復旧費、工事請負費における耕地災害復旧工事の入札については、これまでも不落や辞退が多く発生している。今後 20 件の査定が予定されていることから、現場の実情を的確に把握し円滑な入札執行に取り組まれない。</p>	<p>2 狩猟免許取得促進事業については、免許保有者の高齢化により年々減少傾向にあるところですが、令和3年度において、2 件 2 名の執行予定であり、今後とも狩猟免許の新規取得者を増やすために関係機関・団体等と連携を図り、狩猟免許取得者の促進を図ってまいります。</p> <p>3 令和元年度 2 名、2 年度 1 名が事業実施しているが、宮崎県漁村活性化推進機構をはじめ関係機関及び関係団体と審査会等を開催し連携を図りながら、漁業就業者の確保・育成に取り組んでまいります。</p> <p>4 令和3年災においては、国の災害査定を 19 件受検し、査定後に速やかに入札した結果、18 件落札され受注者が決定しました。なお、残り 1 件については、現場条件が不利で必要な工期が確保できないことから不調になりましたので、再度、過去に現場実績のある業者と現地確認したうえで見積合わせを行い、早期着手に取り組んだところであります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 財務課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 総務費、総務管理費、財産管理費、需用費中、公用車エンジン修繕料 275,110 円については、軽ワゴン車両のオイル漏れによりエンジンを載せ替えたとのことである。オイル量が減ると警告ランプが点灯することから、運転時に注意していれば防げたものと思料する。適切な公用車の維持管理に努められたい。</p> <p>2 総務費、総務管理費、契約管理費、使用料及び賃借料中、コリンズ・テクリス（企業が受注した公共工事また</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策により中止となった会議等の関連経費につきましては、3月補正による減額を予定しております。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 公用車の維持管理につきましては、目視及び運転時の異常確認等を行っております。公用車の維持費抑制のためには、故障箇所の早期発見が不可欠であることから、今後も維持管理の適正化に努めてまいります。また、各課管理の公用車につきましても維持管理の適正化について周知を図ってまいります。</p> <p>2 工事・業務委託実績情報データベース（コリンズ・テクリス）につきましては、工事・業務委託の発注を行う</p>



## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 財務課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>は業務の実績を収集し、公共受注機関及び受注企業がともに活用できる工事・業務実績情報データベース) 使用料の予算額 27 千円については、平成 29 年度の工事監査 (外部調査委託) における指摘事項に対して予算措置されたことは評価できるものである。今後は、この情報データベースを入札・契約事務の適正な執行に活用されたい。</p> <p>3 職員の公用車運転については、庁内掲示板により注意喚起されているようであるが、不注意による接触等により公用車の修繕も数件発生しているとのことである。公用車を運転しているという自覚と緊張感を持ち、安全運転に心掛けるとともに、法令順守に努めるよう指導を徹底されたい。</p>	<p>上で有効な情報であることから、令和3年度から導入し、活用しております。今後とも、入札・契約事務の適正な執行に活用してまいります。</p> <p>3 公用車の適正な運行につきましては、庁内掲示板を活用し注意喚起を行っております。今後も安全運転や法令順守について積極的に注意喚起を行い、公用車の安全運行に努めてまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 危機管理課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は容易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 総務費、総務管理費、諸費、報酬中、みんなでつくる安心のまち推進協議会の委員報酬は19,100円の執行残額が生じている。これは3名の欠席者があったためであるが、一部で前年度と同じ委員が欠席している。このことは欠席した構成団体の意見が反映できないばかりか、決定事項が浸透できないと思われる。今後は、同協議会の目的が十分達成できるよう、会議の在り方を創意工夫するとともに、決定事項については構成団体にフィードバックされたい。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった研修会等に関する経費については、3月に減額補正で処理することとしております。</p> <p>2 財政援助団体に対する補助金の執行残は、流用することなく返還されるよう協議したところであります。</p> <p>1 みんなでつくる安心のまち推進協議会の決定事項につきましては、各委員に文書で発送しております。また、ご指摘のありました、欠席した構成団体の意見反映につきましては、会議の出欠確認の際に、欠席する委員からは書面にて意見を提出していただき、多方面からの意見を基に地域安全、交通安全対策に取り組んでまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 危機管理課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>2 同、委託料中、串間市空家等対策計画策定支援業務委託については、4,840,000円で随意契約を締結している。これは、前年度の空き家実態調査結果(契約額5,610,000円)に続き、今年度は空き家等対策の計画策定を実施するものである。全国的に空き家等の対策が社会問題となっている中で、本市においても喫緊の行政課題であることから、今後は実効性のある空き家等の対策が積極的に講じられることを望むものである。</p> <p>3 総務費、総務管理費、危機管理費、委託料中、串間市事前防災まちづくり構想策定業務委託については7,920,000円で契約を締結している。これは、防災機能を有した施設整備など、ハード・ソフト両面における事前防災まちづくりの基礎となる構想を作成するものである。なお、基本計画の策定にあたっては、最小の経費で最大の効果が達成できるよう全庁的に取り組まれない。</p>	<p>2 策定計画は、主に所有者等が自ら空家等の管理の意識を向上させることが可能となるよう策定するものです。今後、その方法について、司法書士や土地家屋調査士等の専門業者、周囲の地域住民、自治会及び各地区で活発に活動している地域連携組織等との協力・連携を強めていきたいと考えています。</p> <p>具体的には、空家等の発生予防策としての市民向けの相談機会や現状を確認するための冊子、地域連携組織の協力による空家等に関わる問題解決活動、専門業者との協定による専門的な相談や手続の紹介となります。</p> <p>管理不全な空家等は他自治体や民間団体の取組を参考にして、まずは所有者等の管理者を明確にし、将来の悪影響防止への情報提供や助言指導を行います。</p> <p>3 串間市事前防災まちづくり構想策定業務では、業者に発注するとともに、庁内関係12課等からなる「防災庁内まちづくり研究会」を組織し、構想策定について協議したところであります。今後、計画策定においても関係課等で連携し策定して参ります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 危機管理課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>4 同、備品購入費中、施設備品に係る予算額 3,242 千円については、防災行政無線の難聴地域において戸別受信機の無償貸与を行うためのものである。今年度は 30 機を単価契約により購入し、都井地区に 23 機の設置が予定されており、残りの 7 機については事前に実施したアンケート調査の中から設置場所を決めるとのことである。これまでも要望の多い戸別受信機の全戸設置については、多額の予算が必要となることから現状では難しいものと思料するもので、市全域での状況把握に努めながら難聴地域の解消に継続的に取り組まれない。</p>	<p>4 戸別受信機の設置につきましては、令和 4 年 1 月中に 30 機分の設置を完了しております。今後の戸別受信機設置につきましては、今年度 10 月に実施した設置要望調査を基に、津波・洪水浸水地域や土砂災害警戒区域等に居住している高齢者や障がい者宅を優先的に設置していくこととしております。</p> <p>今後におきましても、状況把握に努めながら難聴地域の解消に努めるとともに、多様な伝達手段を確保し市民の安全・安心に寄与してまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 上下水道課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 各項目の収納状況を前年度同時期と比較すると、上水道料（現年度分）1.22ポイント増、（滞納繰越分）0.36ポイント増、農業集落排水使用料（現年度分）0.07ポイント増、漁業集落排水使用料（現年度分）1.65ポイント増となっている。一方で、下水道負担金（滞納繰越分）20.26ポイント減、下水道使用料（滞納繰越分）8.51ポイント減となっている。引き続き「債権管理指針」に基づき収納率の向上に努力されたい。</p>	<p>1 開催中止等により不用額が生じたものについては、減額補正の処理に努めました。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 水道使用料等の徴収委託をしているものについては、従来から水道料金等徴収業務受託者との毎月定例会による収納状況の把握、課題分析、滞納者の現状把握（滞納者の特性や個別事由の有無）等、情報共有に努め、電話・訪問による催告や分納誓約、給水停止等を行いながら未収金の解消に取り組んでいます。 徴収委託できない下水道負担金については、滞納者の状況を定期的に把握し、適宜相談等の対応をとって未収金の解消に取り組んでいます。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 上下水道課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>2 水道事業会計における収益的支出、営業費用、総係費、委託料中、串間市水道事業変更認可申請業務委託については5,335,000円で契約を締結している。これは、奈留地区の水道整備に伴う変更認可業務を委託するものであるが、計画では令和6年度に供用開始の予定とのことである。今後は地元の合意形成を得ながらスケジュールどおり供用開始となるよう取り組まれない。なお、水道事業への経営に影響が懸念されることから並行して経営計画を検討されたい。</p> <p>3 水道事業会計の指名競争入札において、薬注設備点検業務委託（予算額2,671千円）は3者指名中1者が辞退している。また、西区東区浄水場中央監視装置機能増設工事（予算額12,661千円）においては、6者指名中4者が辞退している。契約担当課と連携を密に情報収集を行い適切な入札執行に努められたい。</p>	<p>今後、市民負担等の公平性の観点から債権管理指針、給水停止に関する取扱要領等に基づき、慎重かつ厳正な対応に努めて参ります。</p> <p>2 水道未普及地への水道布設については、全戸水道接続を条件としているため、今後も丁寧な説明を行うなど地元の協力を得ながら、かつ、工事業者への指導を徹底し、供用開始まで慎重に事業を進めて参ります。</p> <p>また、水道事業への経営の影響が生じないよう、財政負担について市長部局（財政担当）との協議、確認を行いながら水道事業の健全経営に努めて参ります。</p> <p>3 工事内容の特殊性から事業者が限られるものについては、早期からの事業者情報の収集や施工時期の配慮など対応に努めているところです。今後も契約担当課と連携を密に情報収集を行い適切な入札執行に努めて参ります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 農業委員会）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 諸収入、雑入中の農業者年金費については、調定額、収入済額が1,769,100円で前年度と比較して404千円の増となっている。これは前年度の農業者年金の新規加入者が多かったことが要因とのことである。なお、農業者年金の新規加入者は現時点では9名とのことであるが、このことは加入促進に力をいれている結果であり評価できるものである。今後も引き続き農業委員等と連携し新規加入者の獲得に向け取り組まされたい。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった先進地視察を含めた研修・会議の旅費並びに関連経費（会議負担金・借上料）を精査し、減額補正を行いました。</p> <p>2 該当ありません。</p> <p>1 委員の積極的な戸別訪問により、令和4年2月10日時点の新規加入者は16人となり、今年度目標の5人獲得を大きく上回りました。今後も農業者年金の目的である「農業者の老後生活の安定と福祉の向上」に寄与するため、委員全員で取組んでまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 農業振興課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 農林水産業費、農業費、農政企画費において、地域おこし協力隊の関連経費が予算措置され一部執行されているが、農業振興課に所属する3名のうち1名は、10月末から空きハウスを活用した新規就農を予定しているとのことである。今回、就農までつながったことは、地域おこし協力隊の本来の目的に合致するものであり評価できるものである。しかしながら、新規就農は厳しい面もあることから、今後は持続的な安定経営につながるよう関係機関・団体等と連携し全面的にバックアップ</p>	<p>1 コロナ過における事業の執行については、これまで以上に計画的な執行に努め、不用額については減額補正を行ってまいります。</p> <p>2 指定管理者及び財政援助団体に対しては事業の進捗状況について随時協議を密接に行い、事業計画の執行に支障が無いよう努めてまいります。</p> <p>1 新規就農者の確保・育成については、引き続き関係機関と連携し、国県の制度事業等を活用しながら支援を行ってまいります。また、新規就農者対策である地域おこし協力隊の活用についても、募集段階で本市農業の魅力や経営計画等について十分な説明を行いながら就農定着に向け努力してまいります。</p>



## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

（課等名 農業振興課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>されたい。なお、後任の地域おこし協力隊については、本市の農業振興施策を推進する上において、何にどのような人材を必要とするのかを明確にし、広く募集されることを望むものである。</p> <p>2 農林水産業費、農業費、農政企画費、負担金補助及び交付金（事業補助金）中、きらり輝く！若い農業者就農促進事業については、予算額 13,500 千円、支出負担行為額、支出済額 1,500,000 円（対予算執行率 11.1%）、執行残額 12,000,000 円で、9 名分の予算に対して 1 名分の執行となっている。今後 3 名の該当者がいるが、国において新規制度が検討されていることから保留となっている。国の動向を適切に見極めながら有利な条件で支援ができるよう取り組まれない。</p> <p>3 農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金（事業補助金）中、鳥獣被害対策事業（予算額 2,384 千円）、鳥獣保護区被害防止対策事業（予算額 560 千円）、鳥獣被害防止総合対策交付金事業（予算額 8,541 千円）、有害鳥獣被害対策パトロール支援事業（予算額 1,564 千円）の 4 事業については農地水産林政課より事務移管がされている。近年、有害鳥獣による農作物等の被害が増大していることから、その対策については農地</p>	<p>2 新規就農者に対する支援制度は令和4年度から国の制度設計が大きく変わる予定であり、就農希望者に対して少しでも有利な事業が支援できるよう実施してまいります。</p> <p>3 鳥獣害対策については、生産農家による収穫残渣処分や電柵設置等の「未然防止対策」と、地元猟友会等による「捕獲・駆除対策」の二つが欠かせないところであり、今後も関係課による連携強化に努めてまいります。</p>

# 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 農業振興課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>水産林政課と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力も得ながら引き続き重点課題として取り組まれることを望むものである。</p>	

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 総務課・選挙管理委員会 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい。</p> <p><b>【個別事項】</b></p> <p>1 総務費、総務管理費、一般管理費、委託料中、オンライン研修業務委託（繰越分）に係る予算額 860 千円及び e-ランニング研修使用料（繰越分）に係る予算額 374 千円は未執行となっている。新型コロナウイルス感染症の影響で職員研修が難しいことは理解できるが、今後実施する予定とのことであるので創意工夫しながら意義ある職員研修の機会を提供されたい。</p> <p>2 物品一覧表において「マガジンラック」(8,778 円)</p>	<p>1 執行状況を精査したうえで、不用が見込まれる経費については、減額補正で適切に対応することとしております。</p> <p>2 当課が所管する財政援助団体に関しましては、会議への出席や団体の代表者等との協議を通して、適切に処理されるよう確認しております。</p> <p>1 オンライン研修については、国で実施される実務研修を受講させるなど、効率的・効果的な方法で実施しております。今後とも、創意工夫に努め、できる限り研修の機会を提供するよう努めてまいります。</p> <p>2 財務規則における「備品」の定義に基づき、予算要求</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 総務課・選挙管理委員会 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>が備品区分扱いとなっている。物品の分類及び区分については、串間市財務規則第 182 条第 1 項第 5 号において、「備品的形状及びその性質を有する物で 1 品の取得価格又は取得見積価格が 1 万円未満の物」は消耗品に分類されることから規則を順守され、適切な物品整理に努められたい。</p> <p>3 各課に配属されている会計年度任用職員の休暇簿の取扱いが暦年扱いとなっている。串間市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 13 条第 1 項において、「会計年度任用職員の年次有給休暇は、1 の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）において付与する。」と規定されていることから、年度切り替えにすべきであると思料するので整理されたい。</p> <p>4 前年度も指摘したが、串間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第 12 条では、「年次有給休暇は、1 日、半日又は 1 時間を単位として与えるものとし、1 時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合には、7 時間 45 分をもって 1 日とする。」と規定されている。これについては、課長会や掲示板等で周知を図られたとのことであるが、現状として 0.5 時間（30 分単位）として休暇取得している例も未だみられることか</p>	<p>においても見積価格により備品購入費が妥当であるか判断するなど、適切な物品整理に努めてまいります。</p> <p>3 会計年度任用職員につきましては、一会計年度による任用であることから、年度ごとに整理すべきでありますのでご指摘のとおり整理してまいります。</p> <p>4 規定に基づく適正な年次有給休暇取得となるよう、再度周知徹底を図ってまいります。</p>

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 総務課・選挙管理委員会 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>ら、規定に基づき年次有給休暇を適正に取得させるとともに、記載方法にばらつきが生じないよう周知徹底を図られたい。</p>	

## 令和3年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

( 課等名 会計課 )

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><b>【共通事項】</b></p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策により、多くの会議や研修会等が中止となり書面審議やweb形式で開催されている。今後は不要となる関連経費については十分精査し、減額補正により適切に処理されたい。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策により、指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については事業活動が中止及び制限されている。今後は安易に目的外に流用することがないよう相手方と十分協議を行い、返還されるよう適切に処理されたい</p>	<p>1 会議等に伴う旅費並びに会議負担金については、減額補正を行います。</p> <p>2 該当ありません。</p>